

※受理年月日	福岡県 中小振
※受理番号	-8.6.17
※備考	第 号

意見書

令和8年6月12日

福岡県知事 様

新宮町長 桐島 光昭



令和8年5月1日付け8中小経第7号—4で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) 新宮ファッションモール

所在地 福岡県糟屋郡新宮町下府土地地区画整理事業15街区

2 意見

- ・ 下府・湊地区地区計画の区域内であるため、都市計画法第58条の2の規定に基づく届出を工事着手30日前までに町へ提出すること。（提出先：新宮町都市整備課TEL：092-963-1735）
- ・ 新宮町建築及び開発行為等指導要綱の規定に基づき町と協議を早急に行い、関係書類の提出を行うこと。（協議、提出先：新宮町都市整備課TEL：092-963-1735）
- ・ 事業系一般廃棄物の収集を許可業者に委託する場合は、許可業者と事前協議の上、個別契約を行うこと。（許可業者：福岡衛生工業株式会社TEL：092-963-4423）
- ・ 廃棄物等保管施設については、収集しやすいよう1箇所にまとめ、ごみ収集車停車位置から近い場所に設置すること。なお、詳細について、町と協議を行うこと。（協議先：新宮町環境課TEL:092-963-1732）
- ・ 敷地内に設置する屋外照明は、虫が寄ってこない光源の照明を使用すること。
- ・ 騒音等の問題が発生した際は、事業者が責任をもって解決に努めること。
- ・ 隣接地に計画されている住宅や事業所を考慮し、交通渋滞等を防げるよう計画づくりを行うこと。